

■ 仮設トイレ モデル設置事業

利用期間： 令和 7 年 5 月～11 月の継続する 6 か月間

設置場所： 西区内野 1 棟、黒鳥 3 棟、中野小屋 1 棟

採択件数： 5 件



昨年度から実施している仮設トイレモデル設置事業について、R7 年度は5棟設置を行いました。女性農業者が就業する経営体では、ほ場でのトイレ、着替えなどの課題があることから、実際に利用してもらいながら、効果や課題を検証することで、女性農業者の働く環境の改善を検討します。

今回導入した仮設トイレ

下記の機能を標準装備とするもの。

- (1) 洋式(洋風)便器
- (2) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置を含む)
- (3) 臭い逆流防止機能
- (4) 容易に開かない施錠機能
- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚(耐荷重 5kg)
- (7) 鏡と手洗器
- (8) 便房内寸法 900 × 900mm 以上(面積ではない)



利用者の意見

<良かった点>

- ・ 蛇口から手が洗えて便利
- ・ 作業場から近いところにトイレを設けられた
- ・ 設置のリスクが低い
- ・ ひざが悪くても使いやすかった
- ・ 匂いや虫砂の侵入が少なかった
- ・ 更衣室代わりになった

<悪かった点>

- ・ 夏場の臭いや暑さが辛い
- ・ 水の勢いが弱い
- ・ 便座の位置が低い
- ・ 水がなくなるまで補給が必要なことに気づけない
- ・ 清掃用具などの物置があればよかった

仮設トイレの設置について

仮設トイレは基礎工事の必要がなく移動可能なもののため、農地以外の利用が制限される「農業振興地域内農用地区域内農地(いわゆる青地)」であっても設置が可能です。また、農地の転用許可や農業委員会への届け出も不要となっています。

価格についてはトイレの仕様によっても異なりますが、20～100 万円となっています。

汲み取りについて

本事業の利用者の実績報告によると、利用期間 4 カ月のうち汲み取りは 1 回のみで、かかった費用は 1 回当たり大体 300～500 円という回答でした。

新潟市内に仮設トイレを設置する場合は、「一般廃棄物(し尿)処理届出書」を各区の区民生活課生活環境係、各出張所・連絡所等へ提出する必要があります。汲み取り希望日の一週間前までに汲み取り業者へ直接依頼をする必要があります。